

基本目標 2

健やかで安心なあつま



基本施策6 高齢者福祉・介護の充実

◆◆めざす姿◆◆

高齢者が地域でいきいきと社会活動に参画し、安心して暮らしている。

基本方針

- 高齢者が介護予防や健康づくりに精力的に取り組むとともに、高齢者が地域において社会貢献など様々な活動を行い、要介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、福祉・介護サービスを充実するとともに、地域の支え合い力を向上させていきます。

まちづくり指標

指 標 名	現状値	めざそう値		備 考
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
要介護率	16.7%	推計値 25.3%以下	推計値 25.6%以下	第6期介護保険事業計画
いきいきサポート事業参加人数	1,493 人	3,000 人	3,000 人	H28.3 から制度改正により、利用対象者が拡大見込み
高齢者共同福祉住宅入居者数	0 人	10 人	10 人	計画期間内の累計値

現状と課題

- 本町の高齢者人口は約 1,600 人であり、横ばい傾向で推移し、人口減少により高齢化率は今後も年々増加するものと予想されます。
- 平成 12 年度に、要介護高齢者を地域で支える仕組みとして介護保険制度が導入され、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように保健、医療、福祉サービスをはじめ、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供し地域における包括的な支援を実現するために平成 18 年度、地域包括支援センターが設置されました。本町においても、総合ケアセンター「ゆくり」などを中心にこれらの取り組みを進めるとともに、認知症高齢者の共同生活施設であるグループホームが設置されるなど、高齢者を支える基盤の充実が図られました。また、高齢者生活福祉センター「ともいき荘」の運営や高齢者大学の開催、老人クラブの支援など、介護保険制度以外のサービスも推進しています。
- 平成 27 年度の介護保険制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の導入、認知症高齢者施策の強化、在宅医療と介護の連携強化などを進めながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケア」を推進していくことが求められます。

■具体的な取り組み

施策項目 | 6-1 地域包括ケアの推進

地域包括支援センターを中心に、在宅医療・介護の連携、認知症施策、生活支援サービスの体制整備などの事業を推進し、要介護状態となっても自分らしく暮らし続ける事ができるように、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」が一体的に提供される地域包括ケアの推進を図ります。

また、認知症地域支援推進委員が、認知症の懸念のある人に早期・事前的に関わることで、認知症予防の強化を図ります。

さらに、医師、専門職や地域住民による地域ケア会議を開催し、高齢者が抱える様々な課題の解決を図ります。

❖ 主な取組・事業

- ・地域包括支援センターの運営
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・認知症総合支援事業
- ・地域ケア会議推進事業

施策項目 | 6-2 介護予防・生きがいのづくりの推進

温水プールでの水中運動やマシントレーニング、ノルディックウォーキングなどの介護予防の取り組みを継続するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業への移行に合わせて、理学療法士の指導による通所型サービスを実施し、短期集中的に運動機能の向上をめざします。

また、ふれあいサロン等の高齢者が参加できる場、担い手として活動できる場を拡充していきます。

さらに、高齢者大学の開催、老人クラブの支援などを通じて、高齢者の生きがいのづくりを促進していきます。

❖ 主な取組・事業

- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・高齢者大学運営事業

施策項目 | 6-3 福祉・介護サービスの充実

24時間型介護サービスを提供するための小規模多機能型居宅介護事業所の設置など、ニーズに応じたサービスの充実、メニューの多様化を図るとともに、介護保険制度の安定的な運営に努めます。

また、高齢者が孤立することなく見守られた環境で安心して暮らすことができる、高齢者共同福祉住宅を整備します。

❖ 主な取組・事業

- ・介護サービスの給付
- ・小規模多機能型居宅介護事業
- ・高齢者共同福祉住宅事業

施策項目 | 6-4 高齢者の生活支援の推進

介護保険制度の対象とならない自立の高齢者の在宅での生活支援サービスや、高齢者の不安の解消を図るために、緊急通報システムの設置等を推進していきます。

❖ 主な取組・事業

- ・ 高齢者在宅支援事業
- ・ 緊急通報システム設置事業

住民の役割

- ☐ 介護予防や健康づくりの事業に参画し、地域住民組織の強化を図りましょう。
- ☐ 老人クラブの加入やボランティア等に積極的に参加し、自らの生きがいづくりを行うとともに地域貢献に取り組みましょう。





I はじめに

II 序

論

III 基本構想

IV 基本計画

V 進化管理

VI 策定経過資料

基本施策 7 社会福祉・障がい者福祉の充実

◆◆めざす姿◆◆

地域で支えあいながら、誰もがいきいきと安心して暮らしている。

基本方針

- 「自助・共助・公助」の役割分担により、誰もが孤立することなく、日頃から、相互に支えあうまちづくりを推進していきます。
- 障がいのある人もない人も、互いに個人の尊厳を重んじ、共に支えあい、共に安心して暮らせるまちづくりを進めます。

まちづくり指標

指 標 名	現状値	めざそう値		備 考
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
ボランティアセンター登録者数	140 人	200 人	200 人	
障がい者就労継続支援事業所利用者数	0 人	10 人	10 人	計画期間内の累計値

現状と課題

- 高齢化や核家族化、クルマ社会の進展などにより、個人やコミュニティで生活課題を解決する自助・共助の力が弱まり、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていくための基礎が揺らいできています。町では、自治会単位に住民どうしが見守りを行う、あんしんネットワークが構築されており、今後もネットワークを維持・拡充していくことが求められます。
- 平成 18 年に障害者自立支援法が施行、平成 25 年には障害者総合支援法に移行し、身体・知的・精神の 3 障がい共通のサービスの展開、就労支援の強化、長期の施設入所・入院から在宅生活への移行などを推進してきました。療育・発達支援も平成 25 年に制度強化されています。これらに基づき、町内でも、発達支援センターでの児童発達支援、まちなか交流館での福祉的就労の支援などが行われており、民間事業所や地域住民の協力を得ながら、障がい者支援を引き続き推進していくことが求められます。

具体的な取り組み

施策項目 | 7-1 人権・権利擁護の推進

差別やいじめ、暴力など、あらゆる人権侵害から町民を守るため、人権意識の啓発・教育を引き続き推進していきます。

また、判断能力が不十分な人の権利を擁護する仕組みである日常生活自立支援事業や成年後見制度について、市民後見人の育成支援を図るなど、制度普及を図っていきます。

❖ 主な取組・事業

- ・ 人権相談所の開設
- ・ 市民後見人の育成

施策項目 | 7-2 地域福祉活動の活性化

東日本大震災により、地域で支えあうことの重要性が再認識される中、社会福祉協議会や自治会、各種ボランティア団体と連携しながら、たすけあいチーム活動をはじめとする身近な地域を単位とした住民相互の支えあい活動や、あんしんネットワークなどの見守り活動を促進していきます。

❖ 主な取組・事業

- ・ 民生委員協議会活動の促進
- ・ 社会福祉協議会運営支援

施策項目 | 7-3 療育・発達支援の推進

母子保健事業などを通じて、疾病や障がいの予防と早期発見に努めるとともに、発達の遅れや障がいがある子どもに対して、発達支援センターでの児童発達支援や、こども園での障がい児保育などをきめ細かく行い、一人ひとりの可能性を最大限に引き出していきます。

❖ 主な取組・事業

- ・ 発達支援センター運営事業

施策項目 | 7-4 障がい福祉サービスの充実

地域でいきいきと自立した生活を継続していくことができるよう、一人ひとりの障がい等の状況に合わせ、障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障がい福祉サービスやその他のサービスのきめ細かな提供を行うことにより、就労や日中活動、移動、住まい等といった生活の総合的な支援に努めます。

❖ 主な取組・事業

- ・ 自立支援給付及び障がい児給付事業
- ・ 障がい者地域生活支援事業
- ・ 複合型地域福祉活動拠点運営事業

住民の役割

- ☐ 福祉について学び、ボランティア活動などに積極的に参加しましょう。

基本施策 8 保健・医療の充実

◆◆めざす姿◆◆

すべての町民が自身の健康に関心を持ち、適切に健康管理を行っている。

基本方針

- 町民が楽しく健康づくりを実践・継続できるよう、支援していきます。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定した事業運営に努めます。
- 安心して医療を受けられる体制の維持・強化に努めます。

まちづくり指標

指 標 名	現状値	めざそう値		備 考
	平成 26 年度	平成 32 年度	平成 37 年度	
健康寿命	(平成 25 年度) 男性 64.7 歳 女性 66.6 歳	男性・女性 とも延伸	男性・女性 とも延伸	国民健康保険連合会データベースに基づく健康寿命
国民健康保険特定健康診査受診率	(平成 25 年度) 52.6%	70%	75%	保健事業実施計画

現状と課題

- 食生活の変化や身体活動量の低下等により、生活習慣病予防の重要性が高まっています。また、心の病気やストレス等、多様な問題の改善・解決に努めていくことが必要です。
- 町では、疾病の早期発見のため、健康診査等を実施するとともに、健康教室等を通じて、町民の健康づくりを支援しています。今後も、一人ひとりへのきめ細かな指導・支援をモットーに、地域ぐるみで健康づくりを推進していくことが求められます。
- 地域医療については、町内の民間診療所等が支えています。医療ニーズがますます増加、多様化することが予想される中、身近な地域で安心して医療を受けられる体制を確保するとともに、二次医療圏の中核病院などとの連携を一層強化していくことが必要です。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の安定運営に向け、資格や給付の適正化や、特定健康診査・特定保健指導による疾病予防・重症化予防を推進していくことが重要です。

具体的な取り組み

施策項目 | 8-1 健康増進事業の推進

各種健康診査や予防接種をきめ細かく実施し、町民が自分の健康状態を適切に把握し、健康づく

りにつなげていくことを支援します。

「自分の健康は自分でつくる」という理念のもと、町民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、保健分野を軸に福祉・生涯学習・生涯スポーツ分野が連携して、多様な健康増進事業を推進します。

これら健康増進活動の拠点となる総合ケアセンター「ゆくり」の施設・設備の適切な維持管理と計画的な修繕を進めていきます。

❖ 主な取組・事業

- ・住民健診事業
- ・予防接種事業
- ・食生活実態調査事業
- ・訪問指導の充実・強化

施策項目 | 8-2 国民健康保険・後期高齢者医療保険の健全運営

特定健康診査・特定保健指導については、受診勧奨や、受診データの系統的な分析を行い、受診率向上と効果的な保健指導の実施を図ります。

医療費通知やジェネリック医薬品の啓発活動、資格や給付の適正管理を行い、国民健康保険・後期高齢者医療保険における医療費の適正化に向けた取り組みを進めます。

また、平成30年度に予定されている国保財政運営の都道府県単位化への適切な対応を図ります。

❖ 主な取組・事業

- ・国民健康保険事業
- ・特定健康診査事業
- ・特定保健指導事業

施策項目 | 8-3 地域医療の維持・強化

町民が地域で安心して医療を受けることができるよう、本町の地域医療を支えている診療所の安定的な運営を支援していきます。

また、町民が自ら健康管理の一環としてかかりつけ医を持ち、適切な医療サービスを選択できるよう、地域医療に関する情報提供を充実していきます。

さらに、緊急時に安心して適切かつ良質な医療を受けることができるよう、広域で連携しながら、救急医療体制の維持・強化に努めます。

新型インフルエンザ等感染症対策、災害時救護など、健康危機管理については、正しい知識の普及を様々な機会を捉えて行うとともに、平時から関係機関と協働で応急対策に関する研修等を推進します。

❖ 主な取組・事業

- ・地域医療医師等確保支援補助金の交付
- ・医療施設等整備事業補助金の交付

住民の役割

- ☐ 規則正しい生活リズムのもと、栄養バランスのよい適量の食事、定期的な運動・身体活動、禁煙と節度ある飲酒、ストレスの解消等に努めることにより、自らの健康づくりを実践しましょう。